

各 柔道整復施術所（契約分）団体 御中

岩手県国民健康保険団体連合会  
事務局長 三田地 好文

医療費助成事業の給付拡大等及び岩手県医療費助成事業コード一覧表  
(令和5年4月1日現在)の送付について

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、令和5年4月診療(施術)分より、下記3市から市町村単独医療費助成事業として、給付及び事業拡大する旨の通知がありましたのでお知らせいたします。  
つきましては、令和5年4月診療(施術)分から給付及び事業拡大への御対応をお願いいたします。  
また、給付拡大等に伴い、標記事業コード一覧表をお送りいたしますので御活用ください。

記

1. 給付及び事業拡大 ※変更箇所は太字及び下線部となります。

【盛岡市（子ども医療費助成事業）自動償還】

- (1) 事業コード 60 を使用  
(2) 対象者 高校卒業（18歳に達する日以後最初の3月31日）までの子ども  
(3) 所得制限 所得制限なし  
(4) 給付内容 保険診療分の自己負担額から、1診療報酬明細書ごとに入院外750円、入院2,500円を差し引いた額を給付する。（受給者本人及び保護者が住民税非課税である場合は受給者負担なし）

【久慈市（子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭医療費助成事業）自動償還】

- (1) 事業コード ①子ども 60 を使用  
②重 度 31、33 を使用  
③ひとり親 42、43 を使用  
(2) 対象者 ①高校卒業（18歳に達する日以降最初の3月31日）までの子ども  
②身体障害者手帳1級・2級、障害年金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の者  
③父または母がおらず、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童  
父母がおらず、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童  
(3) 所得制限 県基準の所得制限  
(4) 給付内容 ①保険診療受給者負担額に相当する額  
②高校卒業までは、保険診療受給者負担額に相当する額  
高校卒業以降は、保険診療分の自己負担額から、1レセプト当たり入院外1,500円、入院5,000円を差し引いた額を給付する。（市町村民税非課税である場合は受給者負担なし）  
③保険診療受給者負担額に相当する額

**【滝沢市（子ども医療費助成事業）自動償還】**

- (1) 事業コード 60 を使用
- (2) 対象者 高校卒業（18歳に達する日以後最初の3月31日）までの子ども
- (3) 所得制限 県基準の所得制限
- (4) 給付内容 保険診療分の自己負担額から、1レセプト当たり入院外1,500円、入院5,000円を差し引いた額を給付する。（保護者が市区町村民税非課税であっても受給者負担あり）

2. 給付及び事業拡大の問い合わせ先

盛岡市	医療助成年金課医療助成係	電話：019-626-7528
久慈市	市民課国保年金係	電話：0194-52-2118
滝沢市	保険年金課医療費給付担当	電話：019-656-6530

3. その他

今回給付拡大を実施する各市においては、受給者証番号が変更となる方、自己負担額が変更となる方もいますので、受給者証に記載の「自己負担額」、「有効期間」を御確認のうえ、提出くださるようお願いいたします。

※別添「事業コード一覧」表は、令和5年3月15日より、岩手県国保連合会ホームページ (<https://www.iwate-kokuho.or.jp>) の「医療機関等・柔整施術所の皆様へ」内の「県単独医療費助成制度関連情報」にも掲載いたします。

担当：審査部審査課 福祉・療養費係 TEL：019-623-4328 FAX：019-623-4340
---

# 岩手県 子ども医療費助成事業コード一覧表（令和5年4月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する子ども医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 現物給付（※1）の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている範囲です。なお、現物給付の対象年齢は、**中学生以下**となっています。（全市町村共通）
- ◎ 自動償還払い（※2）の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い（※3）の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、**毎月10日（必着）**です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

●**県単独事業の実施内容（県基準）** この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（ただし、小学生は入院に限ります）
所得制限	児童扶養手当（一部支給）の所得制限限度額+80万円（扶養者2名の場合は、年間所得348万円以下の方が対象となります）
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで（ただし、受給者が3歳未満又は監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし）

岩手県国民健康保険団体連合会  
 〒020-0025  
 盛岡市大沢川原三丁目7番30号  
 担当：審査課 福祉・療養費係  
 TEL 019-623-4328  
 FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇 号  
 市町村コード ↑ 事業コード ↑ 受給者ごとの任意の番号 ↑

市町村名	入外区分	市町村コード	事業コード								1レセプト当たりの受給者負担限度額	
			所得制限 県基準の範囲内				所得制限 県基準の範囲外					
			6歳(就学)	12歳(小6)	15歳(中3)	18歳(高3)	6歳(就学)	12歳(小6)	15歳(中3)	18歳(高3)		
盛岡市	入・外	01	10	60	60		60		60			【未就学】受給者負担なし 【小学生～高校生】入院2500円 外来750円 （小学生～高校生の住民税非課税世帯は受給者負担なし）
宮古市	入・外	02	10	60	60		60		60			受給者負担なし 【高校生】宮古市内の医療機関のみ現物給付
大船渡市	入・外	03	10	60	60		60		60			受給者負担なし
奥州市	入・外	04	10	60	60		60		60			【未就学】受給者負担なし 【小学生以上入院】5000円（住民税非課税世帯は受給者負担なし）【小学生以上外来】一部負担金の1/2
花巻市	入・外	05	10	60	60		60					【未就学】受給者負担なし 【小学生以上入院】2500円 【小学生以上外来】750円（住民税非課税世帯は受給者負担なし） 【高校生等】花巻市内の医療機関のみ現物給付
北上市	入・外	06	10	60	60		60					【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】入院2500円 外来750円
久慈市	入・外	07	10	60	60		60※					受給者負担なし ※事業コード「60」は2歳まで
遠野市	入・外	08	10	60	60		60※					【未就学】入院2500円 外来750円 ※事業コード「60」は3歳まで 【小学生入院】5000円【小学生外来・中学生・高校生】一部負担金の1/2
一関市	入・外	09	10	60	60			60		60		受給者負担なし
陸前高田市	入・外	10	10	60	60			60		60		受給者負担なし
釜石市	入・外	11	10	60	60			60		60		受給者負担なし
二戸市	入・外	13	10	60	60							【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】県基準通り
八幡平市	入・外	17	10	60	60			60		60		受給者負担なし
滝沢市	入・外	18	10	60	60		60※					【未就学】入院2500円 外来750円 【小学生以上】県基準通り（住民税非課税世帯の小学生以上外来、中学生以上入院は上記受給者負担あり） ※事業コード「60」は2歳まで
雫石町	入・外	14	10	60	60			60		60		受給者負担なし
葛巻町	入・外	15	10	60	60			60		60		受給者負担なし
岩手町	入・外	16	10	60	60			60		60		県基準通り
紫波町	入・外	21	10	60	60			60		60		入院2500円 外来750円
矢巾町	入・外	22	10	60	60			60		60		入院2500円 外来750円
西和賀町	入・外	30	10	60	60			60		60		受給者負担なし
金ケ崎町	入・外	31	10	60	60			60		60		受給者負担なし
平泉町	入・外	36	10	60	60			60		60		受給者負担なし
住田町	入・外	43	10	60	60			60		60		受給者負担なし
大槌町	入・外	45	10	60	60			60		60		県基準通り
山田町	入・外	48	10	60	60			60		60		【未就学】受給者負担なし 【小学生～高校生】入院2500円 外来750円 （小学生～高校生の住民税非課税世帯は受給者負担なし）
岩泉町	入・外	49	10	60	60			60		60		県基準通り
田野畑村	入・外	50	10	60			60					受給者負担なし
普代村	入・外	51	10	60	60			60		60		受給者負担なし
軽米町	入・外	54	10	60	60			60		60		受給者負担なし
洋野町	入・外	55	10	60	60			60		60		受給者負担なし
野田村	入・外	56	10	60			60					受給者負担なし
九戸村	入・外	59	10	60			60					受給者負担なし
一戸町	入・外	62	10	65	65		60					受給者負担なし

- ※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口にて医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。
- ※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口にて提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法をいいます。
- ※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。

# 岩手県 重度心身障がい者医療費助成事業コード一覧表（令和5年4月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する重度心身障がい者医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 現物給付(※1)の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている、**中学生以下**の受給者のみとなっています。（全市町村共通）
- ◎ 自動償還払い(※2)の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い(※3)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、**毎月10日(必着)**です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

●**県単独事業の実施内容(県基準)** この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	次の各号に該当することとなった日の属する月の初日から、該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある方 ①身障手帳1・2級 ②特児手当1級 ③障害基礎年金1級 ④療育手帳A
所得制限	障害児福祉手当の所得制限限度額+35万円
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで (ただし、受給者が3歳未満又は主として受給者の生計を維持する方が市町村住民税非課税の場合は、受給者負担なし)

**岩手県国民健康保険団体連合会**  
〒020-0025  
盛岡市大沢川原三丁目7番30号  
担当：審査課 福祉・療養費係  
TEL 019-623-4328  
FAX 019-623-4340



市町村名	区分	市町村コード	事業コード				1レセプト当たりの受給者負担限度額
			県単独事業(所得制限県基準の範囲内)		市町村単独事業(所得制限県基準の範囲外)		
			中学生以下	高校生以上 31(一般)・32(後期)・33(長期)	中学生以下	高校生以上 81/94(一般)・82/95(後期)・83(長期)	
盛岡市	重度	01	31	31・32・33	81	81・82・83	【未就学】受給者負担なし 【小学生以上入院】2500円 【小学生以上外来】750円
	中度			94	94・95		
宮古市	重度	02	31	31・32	81	81・82	【高校生まで】受給者負担なし 【高校生】宮古市内の医療機関のみ現物給付 【高校卒業以上】県基準通り
大船渡市	重度	03	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
奥州市	重度	04	31	31・32・33	81	81・82・83	受給者負担なし
花巻市	重度	05	31	31・32・33			【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】入院2500円 外来750円 【中度】入院2500円 外来750円 ※事業コード「94」は高校生まで 【高校生等】花巻市内の医療機関のみ現物給付
	中度				94	94	
北上市	重度	06	31	31・32			【未就学】受給者負担なし 【高校生まで】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
久慈市	重度	07	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
遠野市	重度	08	31	31・32・33	81		【重度:3歳以上】入院2500円 外来750円 ※事業コード「81」は3歳まで 【身障3級】医療費一部負担金の1/2
	身障3級				65	65	
一関市	重度	09	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
陸前高田市	重度	10	31	31・32・33			受給者負担なし
釜石市	重度	11	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
二戸市	重度	13	31	31・32			【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】県基準通り
八幡平市	重度	17	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り 【身障3級・特児扶養手当2級・障害基礎年金2級:事業コード65】一部負担金から総医療費の2割を控除した額
	身障3級他				65	65	
滝沢市	重度	18	31	31・32			【未就学】入院2500円 外来750円 【小学生以上】県基準通り
雫石町	重度	14	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
葛巻町	重度	15	31	31・32・33	81	81・82・83	【重度】受給者負担なし 【中度】医療費一部負担金の1/2 【重度】県基準通り 【中度・一般】非課税世帯:一部負担金の1/2 課税世帯:入院5000円、外来1500円に加え、それを超えた分の1/2 【中度・後期】県基準通り
	中度						
岩手町	重度	16	31	31・32・33	81	81・82	【重度】県基準通り 【中度・一般】非課税世帯:一部負担金の1/2 課税世帯:入院5000円、外来1500円に加え、それを超えた分の1/2 【中度・後期】県基準通り
中度							
紫波町	重度	21	31	31・32・33	81	81・82・83	【高校生まで】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
矢巾町	重度	22	31	31・32・33	81	81・82・83	【高校生まで】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
西和賀町	重度	30	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
金ケ崎町	重度	31	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
平泉町	重度	36	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
住田町	重度	43	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
大槌町	重度	45	31	31・32・33			県基準通り
山田町	重度	48	31	31・32・33			【未就学】受給者負担なし 【小学生~高校生】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
岩泉町	重度	49	31	31・32・33			県基準通り
田野畑村	重度	50	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
普代村	重度	51	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
軽米町	重度	54	31	31・32・33	81	81・82・83	受給者負担なし
洋野町	重度	55	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】入院2500円 外来1000円
野田村	重度	56	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
九戸村	重度	59	31	31・32・33	81	81・82・83	受給者負担なし
一戸町	重度	62	31	31・32・33	81	81・82・83	【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口で医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口へ提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法をいいます。

※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。

# 岩手県 ひとり親家庭医療費助成事業コード一覧表（令和5年4月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 現物給付(※1)の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている、**中学生以下**の受給者のみとなっています。(全市町村共通)
- ◎ 自動償還払い(※2)の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い(※3)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への申請書の**提出締切日は、毎月10日(必着)です**。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

●**県単独事業の実施内容(県基準)** この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	①配偶者のない女子又はそれに準ずる男子で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養する方及びその児童の方 ②父母のない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童の方
所得制限	児童扶養手当(一部支給)の所得制限限度額
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで (ただし、受給者が3歳未満又は主として受給者の生計を維持する方が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし)

岩手県国民健康保険団体連合会  
〒020-0025  
盛岡市大沢川原三丁目7番30号  
担当：審査課 福祉・療養費係  
TEL 019-623-4328  
FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 00-00-00000000-0 号

市町村コード 事業コード 受給者ごとの任意の番号

市町村名	市町村コード	事業コード				1レセプト当たりの受給者負担限度額 <small>注) 受給者が3歳未満又は主として受給者の生計を維持する方が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし</small>
		県単独事業 (所得制限 県基準の範囲内)		市町村単独事業 (所得制限 県基準の範囲外)		
		中学生以下	高校生以上 41(親)・42(児童)・43(父母無)	中学生以下	高校生以上 91(親)・92(児童)・93(父母無)	
盛岡市	01	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし 【小学生以上入院】2500円 【小学生以上外来】750円
宮古市	02	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	【高校生まで】受給者負担なし 【高校生】宮古市内の医療機関のみ現物給付 【高校卒業以上】県基準通り
大船渡市	03	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
奥州市	04	42・43	41・42・43			受給者負担なし
花巻市	05	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし 【小学生以上入院】2500円 外来750円 【高校生等】花巻市内の医療機関のみ現物給付
北上市	06	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし 【高校生まで】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
久慈市	07	42・43	41・42・43			41(親)【中学生まで】受給者負担なし 【高校生以上】県基準通り 42(児童)・43(父母無) 受給者負担なし
遠野市	08	42・43	41・42・43			【3歳以上】入院2500円 外来750円
一関市	09	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
陸前高田市	10	42・43	41・42・43			受給者負担なし
釜石市	11	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
二戸市	13	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】県基準通り
八幡平市	17	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
滝沢市	18	42・43	41・42・43			【未就学】入院2500円 外来750円 【小学生以上】県基準通り
雫石町	14	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
葛巻町	15	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	受給者負担なし
岩手町	16	42・43	41・42・43			県基準通り
紫波町	21	42・43	41・42・43			【高校生まで】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
矢巾町	22	42・43	41・42・43			【高校生まで】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
西和賀町	30	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
金ケ崎町	31	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
平泉町	36	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
住田町	43	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
大槌町	45	42・43	41・42・43			県基準通り
山田町	48	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし 【小学生～高校生】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
岩泉町	49	42・43	41・42・43			県基準通り
田野畑村	50	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
普代村	51	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
軽米町	54	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	受給者負担なし
洋野町	55	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】入院2500円 外来1000円
野田村	56	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
九戸村	59	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	受給者負担なし
一戸町	62	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り

- ※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口で医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。
- ※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口へ提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法をいいます。
- ※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。